

公益財団法人伏見記念財団

財団の設立趣意

日本の歴史と文化を次世代に継承するために

伏見宮家は最も古い世襲親王家で、明治以降は近代宮家の宗家として、ゆうに数百年を超える長きにわたり、時の天皇や皇室を支え続けてまいりました。

この間、我が国の先人たちは、国内外の環境の激変苦難を乗り越えながら、我々に農耕、工芸、遊興、武術などからなる独特の国柄を引き継いでくれ、近代の日本社会があります。

今、歴史学を志す学生は、その流れに新たな検証による解釈を導きこれを世に問い、後世に学術として引き渡す使命があります。また、世界の中の日本という視点に立てば、歴史や文化を継承するにとどまらず、さらなる文化的洗練と国際的評価に耐え得るべく学究を極め、広く世界へ発信する役割も求められています。海外に向けての発信は、グローバル化する世界での相互理解のためには必須であり、同時に「顔の见えない日本」を脱することは国力にもつながるでしょう。

これらを達成するためには次世代の専門家の育成が不可欠と考え、本財団を設立いたしました。

◎財団の目的及び事業

本財団は、悠久の歴史を持つ日本文化の保全及び継承を図ると共に、それらを担う次世代の人材を育成し、もって国家のさらなる発展と興隆への寄与を目的とし、上記の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 日本の歴史又は文化の研究に取り組む学生への奨学金給付
- (2) 日本の歴史又は文化の研究に関する論文に対する表彰
- (3) 日本文化の保全又は継承のための活動に対する助成
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

【奨学金につきまして】

本財団は、日本の歴史、文化の継承と、これを担う次世代の人材育成を目的として、大学院において研究に取り組む学生に対して奨学金を給付します。

【論文表彰につきまして】

社会的に厳しい経済環境の中で、勉学や研究に励んでいる若手研究者を支援・奨励するため、将来、我が国の学術研究の発展に寄与することが期待される優秀な大学院博士課程修了者を顕彰いたします。

* 詳細は本財団ホームページをご覧ください。

<https://fushimi.tokyo>

<法人概要>

名称：公益財団法人伏見記念財団

住所：東京都千代田区紀尾井町3番1号 K K D ビル5階

代表理事：伏見 博明 野崎 正史

法人成立年月日：令和3年11月18日

連絡先：info@fushimi.tokyo

公益財団法人伏見記念財団
令和7年度奨学生募集要項

当財団は、日本の歴史、文化の継承と、これを担う次世代の人材育成を目的として、大学院において研究に取り組む学生に対して奨学金を給付します。

1. 応募条件

受給資格	令和7年4月に日本国内の大学院に在籍し、日本の歴史又は文化に関する研究を行う、日本国籍を有するの者。修士課程・博士課程前期は30歳未満、博士課程後期は35歳未満（令和7年4月1日時点）の者。
募集人数	修士課程・博士課程前期 15名程度 博士課程後期 5名程度
給付期間	奨学生として採用されたその年度の始期から、各課程の正規の最短修業年限の終期までとする。
給付額	修士課程・博士課程前期 月額3万円 博士課程後期 月額5万円 (10月及び4月に半年分を給付)
募集期間	令和7年6月2日（月）から令和7年7月31日（木）まで (郵便の受付：令和7年7月31日消印有効)
選考期間	令和7年8月から令和7年9月まで
結果通知	令和7年10月中旬

2. 応募方法

ホームページから専用の申込書類をダウンロードし添付書類を添えて郵送にて、当財団事務局へ提出してください。

(提出書類)

- ①奨学生申込書（指定書式）
- ②奨学生推薦書（指定書式）
- ③在籍する大学院の在籍証明書
- ④住民票の写し（マイナンバーなし）
- ⑤個人情報の利用に関する同意書

3. 提出上の注意

- ・提出にあたっては「奨学金給付規程」及び「応募に関する手引き」をご確認ください。
- ・提出書類に虚偽の記載が判明した場合には直ちに給付を中止し、給付開始後においては既に給付した全額の返還を求めます。
- ・給付決定後、大学院を休学し、または長期にわたって欠席したときは当該期間、奨学金の給付を停止します。
- ・応募書類の返却は行いません。

公益財団法人伏見記念財団
令和 7 年度奨学生応募に関する手引き

ホームページから専用の申込書類をダウンロードし、添付書類を添えて、郵送にて当財団事務局へ提出してください。また、応募の際には本手引きに記載しております【その他留意事項】をご確認の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

＜提出先＞

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3 番 1 号 K K D ビル 5 階

公益財団法人伏見記念財団 事務局宛

【申込書類共通事項】

- (1) 所定の様式を使用し、必ず本人が記入してください。
- (2) 申込書や推薦書は、できるだけダウンロードした書式を使用いただき、フォントサイズ 10.5pt 程度の大ききで入力してください。ただし、自署欄については黒色のボールペンで記入してください。※「消せるボールペン」等は使用しないでください。

【奨学生申込書】

1. E-mail アドレスについて

当財団からのメールが受信できるものを記入してください。

2. 学歴について

高等学校卒業から現在までの学歴を記入してください。

3. 他奨学金の受給又は申請の状況について

令和 7 年度の受給の状況について記入してください。

4. 授業料及び授業料の免除について

令和 7 年度の年間の授業料について記入してください。

5. 奨学金を必要とする理由について

奨学金を必要とする理由について、出願動機を含め、選考にあたり特筆すべきことを記入してください。

6. 現在の研究活動の概要

現在の研究テーマ・研究目的・研究内容・研究方法・研究計画・研究成果に期待されるものなどを具体的に記入してください。

7. 将来の進路設計

大学院修了後の将来のキャリア設計について、ご自身の将来像を示しながら具体的に記入してください。

8. 誓約書

誓約書については、必ず内容を確認し、署名（自署）してください。

9. 備考

その他特記すべき業績事項等がある場合には記入してください。

【奨学生推薦書】

- (1) 指導教員には、応募者の「研究者としての将来への期待」及び「奨学生として推薦する理由について」の記述を依頼してください。
- (2) 推薦書を記入できるのは現指導教員に限ります。

【在籍証明書】

- (1) 在籍する大学院の証明書を取得してください。
- (2) 令和7年4月1日以降発行のものを取得してください。

【住民票写し】

同一世帯全員の記載のあるもので、マイナンバー記載のないものを取得してください。

【その他留意事項】

- (1) 提出書類の返却は行いません。
- (2) 審査結果及び審査理由等は一切お答えいたしかねます。
- (3) 休学、転学、退学、長期欠席、停学、留年、その他の処分、氏名・住所等の変更については速やかに当財団へ報告してください。
- (4) 当財団の奨学金は、当財団以外の団体から貸与または給付される奨学金との併用も可能です。
- (5) 当財団の奨学金は、奨学金給付規程に定める特別の場合を除き、返還を要しません。
- (6) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合には直ちに給付を中止し、給付開始後においては既に給付した全額の返還を求めます。
- (7) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したときは当該期間、奨学金の給付を停止します。
- (8) 奨学金の支給方法は、2回に分けて、本人名義の金融機関口座へ振り込みます。
初回の奨学金は、10月末までに、2回目は4月末までにそれぞれ半年分振り込みます。
- (9) 募集期間の締切日までの消印がある応募のみ受付をいたします。
- (10) 当財団の奨学金の給付は、修了後の進路等を拘束するものではありません。
- (11) 奨学生修了時には論文の提出をお願いします。

【お問い合わせ先】

公益財団法人伏見記念財団事務局 info@fushimi.tokyo

URL <https://fushimi.tokyo>